

論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成 24 年

4 月農薬専門調査会決定）

（部会で ADI が決定し幹事会へ報告する農薬）

- シヘキサチン..... 1
- アゾシクロチン..... 3
- 1,3-ジクロロプロペン..... 6

（既に食品健康影響評価の結果を有している農薬）

- イソプロチオラン 9
- ピリフルキナゾン 10
- ブプロフェジン 11

（幹事会で食品健康影響評価を実施する農薬）

- γ-BHC（リンデン） 12

農薬専門調査会体制（平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定） 15

シヘキサチン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定基準 ・ インポート トレランス 	有機スズ系	ジニトロフェノールのアンカ ップリング部位における酸化 的リン酸化を阻害して ATP 生成を抑制すると考えられて いる。	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬抄録 ・ 試験報告書 ・ JMPR 資料

第 20 回農薬専門調査会評価第四部会（2012 年 9 月 18 日）において 3 回目の審議が行われ、ADI が設定された。

【本剤について】

1. 別の農薬である「アゾシクロチン¹」が、シヘキサチンと 1,2,4-トリアゾールに分解される。
2. ポジティブリスト制度における暫定基準は「不検出²」。平成 6 年の食品衛生調査会において、催奇形性の観点から無毒性量は設定出来ないと評価され、「不検出」という基準がおかれた。その後、2005 年に JMPR に ADI が設定され Codex でも残留基準値が設定されたことをうけ、インポートトレランス申請がなされた。

【試験成績の概要】

- (1) 動物体内運命試験：体内吸収率は 4.4～15.6%と算出され、主要排泄経路は糞中であつた。糞中放射能の主要成分はシヘキサチンで、代謝物として D 及び F が検出された。
- (2) 植物体内運命試験：残留放射能の大部分が果皮又は果実の表面洗浄液に認められた。主要成分はシヘキサチンであり、10%TRR を超える代謝物として無機スズ、D 及び E が果皮で検出された。
- (3) 慢性毒性/発がん性併合試験：ラットで胆管過形成、肝細胞腺腫（雌）の増加が認められた。
- (4) 発生毒性試験：Dutchland NZW ウサギを用いた経口投与の 2 試験では、母動物に体重減少及び流産等の強い毒性が認められた高用量投与群の胎児で、水頭症の発生頻度が増加した。しかし、他の系統のウサギ（NZW ウサギ及び hybrid Hy/Cr NZW ウサギ）を用いた試験では、同用量でも母体毒性は低く、検体投

¹ アゾシクロチンは、旧確認評価第二部会で評価済みで ADI が設定されたが、シヘキサチンの評価結果を待って幹事会へ報告することとされている。

² 食品において不検出とされる農薬等として「アゾシクロチン及びシヘキサチン」と規定されている。

与によると考えられる水頭症の増加は認められなかった。したがって、2 試験における水頭症の増加は、母体毒性による二次的なものである可能性が考えられた。

(5) 遺伝毒性試験：生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられた。

アゾシクロチン

諮問理由	化学構造	用途	評価資料
暫定基準	有機スズ系	殺虫剤	JMPR 資料

第 20 回農薬専門調査会確認評価第二部会（2009 年 3 月 2 日）において審議が行われ、ADI が設定された。

【本剤について】

我が国では農薬としての登録はない。アゾシクロチンの分解物がシヘキサチンであること及びシヘキサチンについては農産物については不検出とされていたことから、ポジティブリスト制度導入に際して、食品において「不検出」とされる農薬等の成分として「アゾシクロチン及びシヘキサチン」として規定されている。

【試験成績の概要】

- (1) 動物体内運命試験：消化管からはほとんど吸収されず、速やかに糞中に排泄された。主要代謝経路は、スズとトリアゾール環結合部の水酸化による解離（B 及び C の生成）、その後の酸化であると考えられた。
- (2) 植物体内運命試験：残留放射能の大部分が果皮又は果実の表面洗浄液に認められた。表面洗浄液中放射能の主要成分はアゾシクロチン又は B（これらは識別できず）であった。果皮中ではアゾシクロチン又は B が約 9%TRR、D 及び E が合計で 27%TRR 検出された。
- (3) 毒性試験：主な影響は皮膚及び胃腸への刺激性変化、体重増加抑制及び摂餌量減少であった。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

アゾシクロチン及びシヘキサチン (AZOCYCLOTIN, CYHEXATIN)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	加工食品に係る基準値							
											残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型			
畜水産物に係る基準値											加工食品に係る基準値							
牛の筋肉	N.D.																	
豚の筋肉	N.D.																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉	N.D.																	
牛の脂肪	N.D.																	
豚の脂肪	N.D.																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪	N.D.																	
牛の肝臓	N.D.																	
豚の肝臓	N.D.																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓	N.D.																	
牛の腎臓	N.D.																	
豚の腎臓	N.D.																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓	N.D.																	
牛の食用部分	N.D.																	
豚の食用部分	N.D.																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分	N.D.																	
乳	N.D.																	
鶏の筋肉	N.D.																	
その他の家禽の筋肉	N.D.																	
鶏の脂肪	N.D.																	
その他の家禽の脂肪	N.D.																	
鶏の肝臓	N.D.																	
その他の家禽の肝臓	N.D.																	
鶏の腎臓	N.D.																	
その他の家禽の腎臓	N.D.																	
鶏の食用部分	N.D.																	
その他の家禽の食用部分	N.D.																	
鶏の卵	N.D.																	
その他の家禽の卵	N.D.																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)	N.D.																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	N.D.																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)	N.D.																	
魚介類(その他の魚類に限る。)	N.D.																	
魚介類(貝類に限る。)	N.D.																	
魚介類(甲殻類に限る。)	N.D.																	
その他の魚介類	N.D.																	
はちみつ	N.D.																	

※留意事項※

「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。

- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.0N.D.ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

©厚生労働省, 2005. All rights reserved.

1,3-ジクロロプロペン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・清涼飲料水 ・適用拡大 ・暫定基準	—	線虫の酵素の求核反応中心と化学結合し、酵素活性を阻害	殺虫剤	・農薬抄録

第20回農薬専門調査会評価第四部会（2012年9月18日）において3回目の審議が行われ、ADIが設定された。

【試験成績の概要】

- (1) 動物体内運命試験：体内吸収率は約80～96%と算出され、主要排泄経路は尿中であつた。尿中に親化合物は認められず、主要代謝物はDであつた。
- (2) 植物体内運命試験：播種前に土壌処理された検体は速やかに減少し、植物体への残留放射能は微量であつた。10%TRRを超える代謝物は認められなかつた。
- (3) 主な毒性は、胃（前胃扁平上皮過形成、角化亢進）、膀胱（移行上皮過形成）、血液（貧血）に認められた。
- (4) 発がん性試験では、ラットで肝細胞腺腫及び胃の扁平上皮乳頭腫、マウスで肺気管支腺腫、胃の扁平上皮乳頭腫及び膀胱移行上皮癌の発生頻度が増加した。
- (5) 生殖発生毒性試験：吸入暴露試験のみしか実施されていないが、ラットの肺からの吸収率を考慮した推定検体摂取量を求めた結果、経口投与による長期毒性試験を下回らないと判断された。
- (6) 遺伝毒性試験：生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられた。

1,3-ジクロロプロペン(D-D) (1,3-DICHLOROPROPANE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	残留基準値	参考基準国	残留基準	C o d e x	類 型
畜水産物に係る基準値															
牛の筋肉											加工食品に係る基準値				
豚の筋肉											ミネラルウォーター類				
その他の陸棲哺乳類の筋肉											0.02	WHO	0.02	2	
牛の脂肪											ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の脂肪											ミネラルウォーター類				
その他の陸棲哺乳類の脂肪											0.02	WHO	0.02	2	
牛の肝臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の肝臓											ミネラルウォーター類				
その他の陸棲哺乳類の肝臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
牛の腎臓											ミネラルウォーター類				
豚の腎臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の陸棲哺乳類の腎臓											ミネラルウォーター類				
牛の食用部分											ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の食用部分											ミネラルウォーター類				
その他の陸棲哺乳類の食用部分											ミネラルウォーター類に係る基準値				
乳											ミネラルウォーター類				
鶏の筋肉											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の筋肉											ミネラルウォーター類				
鶏の脂肪											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の脂肪											ミネラルウォーター類				
鶏の肝臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の肝臓											ミネラルウォーター類				
鶏の腎臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の腎臓											ミネラルウォーター類				
鶏の食用部分											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の食用部分											ミネラルウォーター類				
鶏の卵											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の卵											ミネラルウォーター類				
魚介類(さけ目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類				
魚介類(すずき目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(その他の魚類に限る。)											ミネラルウォーター類				
魚介類(貝類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(甲殻類に限る。)											ミネラルウォーター類				
その他の魚介類											ミネラルウォーター類に係る基準値				
はちみつ											ミネラルウォーター類				

※留意事項※

「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。

- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

©厚生労働省, 2005. All rights reserved.

イソプロチオラン（第3版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
適用拡大	ジチオラン環	いもち病菌に対して、特に付着器からの侵入過程を強く阻害する。またウンカ・ヨコバイ類に対して殺虫活性を示し、稲の根の伸長及び発根を促進し、同時にムレ苗を防止する効果も確認されている。	殺菌剤、牛の肝疾患用剤	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性試験（SD ラット 経口・経皮） ・眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験 ・作物残留試験（かんしょ、おうとう）

【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 適用拡大申請（かんしょ、おうとう）に係る諮問による第3版の審議。
2. ラットを用いた急性経口毒性試験の結果、LD₅₀は300 mg/kg 体重以上 2,000 mg/kg 体重未満であり、自発運動低下、腹臥、蒼白、2,000 mg/kg 体重で死亡例が認められた。
3. ラットを用いた急性経皮毒性試験の結果、LD₅₀は2,000 mg/kg 体重以上であり、症状及び死亡例は認められなかった。
4. ウサギを用いた眼刺激性試験及び皮膚刺激性試験の結果、皮膚に対して中等度の刺激性が認められ、眼に対してごく軽度の刺激性が認められた。
5. モルモットを用いた皮膚感作性試験の結果、皮膚感作性が認められた。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。

ピリフルキナゾン（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・適用拡大	キナゾリン環を有する。	害虫の摂食行動を制御する神経系又は内分泌系へ作用することにより殺虫効果を示す。	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬抄録 ・作物残留性試験 ・ラット亜急性神経毒性試験 ・ラット甲状腺関連ホルモン濃度に及ぼす影響試験 ・ラット黄体形成ホルモン濃度に及ぼす影響試験 ・ARの核内移行に及ぼす影響試験 ・ヒトAR蛋白量に及ぼす影響試験 ・ラットT-細胞依存性抗体産生の及ぼす影響試験 ・代謝物Oの急性経口毒性試験 ・代謝物Oの復帰突然変異試験

2010年10月に初回農薬登録された。今回、適用拡大申請に伴い、作物残留性試験成績及び8本の毒性試験成績が追加提出された。

【試験成績の概要】

- (1) 動物体内運命試験：体内吸収率は投与後72時間で63.1%と算出され、主要排泄経路は糞中であつた。主要代謝物は、尿中ではP及びQのグルクロン酸抱合体並びにU、糞中ではWの抱合体及びCであつた。
- (2) 植物体内運命試験：農作物中残留放射能の主要成分はピリフルキナゾンであつた。レタスではピリフルキナゾンの減衰に伴い、ピリフルキナゾンのN-脱アセチル化体であるBが増加し、結球で最大81.6%TRR検出された。
- (3) 主な毒性は、精巣（間細胞過形成等）、肝臓（肝細胞肥大等）及び血液（RBC減少）に認められた。
- (4) 発がん性試験：ラット及びマウスで精巣間細胞腫が認められ、その発生機序は本剤が有する抗アンドロゲン作用を介した二次的な影響によるものと考えられた。
- (5) 生殖発生毒性試験：児動物及び胎児に乳頭遺残、尿道下裂又は肛門生殖突起間距離短縮が認められ、これらの所見は本剤の持つ抗アンドロゲン作用によるものと考えられた。
- (6) 遺伝毒性試験：生体において問題となる遺伝毒性はないと考えられた。

ブプロフェジン（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
適用拡大	チアジジン環を有する。	脱皮異常による殺幼虫作用及び産下卵の不孵化により作用。	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬抄録 ・作物残留性試験 ・ラット動物体内運命試験 ・植物体内運命試験（レモン、稲） ・ラット急性毒性試験（原体、代謝物） ・ラット十二指腸潰瘍形成機序解明試験 ・ラット甲状腺肥大解明試験 ・遺伝毒性試験（原体、代謝物、原体混在物）

1983年12月に初回農薬登録された。今回、適用拡大申請に伴い、作物残留性試験成績、動物・植物体内運命試験成績、毒性試験成績が追加提出された。

【試験成績の概要】

- (1) 動物体内運命試験：プロフェジンは速やかに吸収及び排泄され、吸収率は15.3～46.1%と算出された。主要排泄経路は糞中で、投与後96時間で96%TARが排泄された。代謝物として、糞中でB、Cの硫酸抱合体、D、E、G、H、J、Rが、尿中でCの硫酸抱合体、G、H、L、Rが検出された。胆汁中ではC、Cのグルクロン酸抱合体、Gが検出された
- (2) 植物体内運命試験：植物体で認められた残留放射能の大部分はブプロフェジンであった。代謝物としてB、E、F、G、J、Qが検出されたが、10%TRRを超えるものはなかった。
- (3) 主な毒性は、肝臓（重量増加、肝細胞肥大等）に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性は認められなかった。
- (4) 遺伝毒性試験：*In vitro* 試験では全て陰性であったが、マウスを用いた小核試験2試験のうち1試験において、軽度な骨髄細胞毒性が示唆される高用量（2,000 mg/kg 体重）で陽性結果が得られた。しかし、小核の抗動原体抗体陽性率には有意な変化は認められなかった。

γ-BHC（リンデン）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定基準 ・ 清涼飲料水 	有機塩素系	神経興奮作用	殺虫剤	海外評価書 (JMPR、米国及び EU)

【試験成績の概要】

1. 暫定基準値の改正。暫定基準は別添のとおり。
2. 清涼飲料水の規格基準の改正。

【事務局における気づきの点など】

1. 動物体内運命試験

ラット及びマウスを用いた体内動態から、速やかに定量的に吸収され全身に分布した。主排泄経路は尿中であり、投与後 72 時間で 46%TAR が排泄された。放射能は主に脂肪組織に分布し、腎臓、筋肉、肝臓、副腎、卵巣に少量が分布した。リンデンは脱水素化、脱塩素化、脱塩化水素化を受け、硫酸あるいはグルクロン酸抱合を受けて大部分が代謝、排泄された。主代謝物は 4 塩化及び 3 塩化フェノール体の 2,4,6-TCP 及び 2,3,4,6-TeCP であった。

2. 植物体内運命試験

小麦及び野菜類の種子処理、りんごの茎葉処理による運命試験から、主成分としてリンデンが検出され、主代謝物として 3 塩化フェノール類及び 3 塩化ベンゼン類が少量認められた。

3. 毒性試験においてリンデンの影響は、主に肝臓（肝重量の増加、肝細胞肥大）及び腎臓（雄： α_{2u} グロブリンの蓄積による硝子滴の蓄積、多発性尿細管皮質壊死など）で認められた。雄ラットにおける腎臓への影響は α_{2u} グロブリンの蓄積によるものと考えられ、雌では腎臓に対する影響は認められなかった。

4. 2 世代繁殖試験において、児動物で発達遅延、体重減少及び生存児数減少が認められた。親動物には有意な影響は認められなかったが、親動物の雄ラットには雄特有の α_{2u} グロブリン蓄積による慢性間質性腎炎、皮質尿細管細胞新生、近位尿細管硝子滴沈着、尿細管壊死が認められた。雌には腎臓に対する影響が観察されなかった。

5. 発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

γ-BHC(リンデンをいう。)(γ-BHC(LINDANE))

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型	
																畜水産物に係る基準値
畜水産物に係る基準値																
牛の筋肉	0.02	海外						0.02			5	加工食品に係る基準値				
豚の筋肉	0.02	海外						0.02			5					
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.02	海外						0.02			5					
牛の脂肪	3	海外			7	2	2			2	5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の脂肪	0.1	Codex		0.1	4	2	2	0.02		2	2					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.1	Codex		0.1	7	2	2			2	2					
牛の肝臓	1	海外						0.02			5	ミネラルウォーター類				
豚の肝臓	0.01	Codex		0.01				0.02			2					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01	Codex		0.01				0.02			2					
牛の腎臓	1	海外						0.2			5	0.002 WHO 0.002 2				
豚の腎臓	0.01	Codex		0.01				0.2			2					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.01	Codex		0.01				0.2			2					
牛の食用部分	1	海外						0.2			5					
豚の食用部分	0.01	Codex		0.01				0.2			2					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.01	Codex		0.01				0.2			2					
乳	0.01	Codex		0.01				0.001			2					
鶏の筋肉	0.7	海外						0.7			5					
その他の家禽の筋肉	0.7	海外						0.7			5					
鶏の脂肪	0.1	Codex		0.1		0.7	0.7	0.02		2	2					
その他の家禽の脂肪	0.1	Codex		0.1		0.7	0.7	0.02		2	2					
鶏の肝臓	0.01	Codex		0.01		0.7	0.7	0.7			2					
その他の家禽の肝臓	0.01	Codex		0.01		0.7	0.7	0.7			2					
鶏の腎臓	0.01	Codex		0.01		0.7	0.7	0.7			2					
その他の家禽の腎臓	0.01	Codex		0.01		0.7	0.7	0.7			2					
鶏の食用部分	0.01	Codex		0.01		0.7	0.7	0.7			2					
その他の家禽の食用部分	0.01	Codex		0.01		0.7	0.7	0.7			2					
鶏の卵	0.01	Codex		0.01		0.1		0.1			2					
その他の家禽の卵																
魚介類(さけ目魚類に限る。)	1	海外									5					
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	1	海外									5					
魚介類(すずき目魚類に限る。)	1	海外									5					
魚介類(その他の魚類に限る。)	1	海外									5					
魚介類(貝類に限る。)	1	海外									5					
魚介類(甲殻類に限る。)	1	海外									5					
その他の魚介類	1	海外									5					
はちみつ																

※留意事項※

※カカオ豆はベルギー基準値による。

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

農薬専門調査会体制(平成24年4月農薬専門調査会決定)

幹事会

農薬専門調査会座長、各部会座長、各部会座長代理、座長が指名した者

幹事会

納屋 聖人	《座長》		
西川 秋佳	《副座長》		
赤池 昭紀		長野 嘉介	
上路 雅子		本間 正充	
三枝 順三		松本 清司	
永田 清		吉田 緑	

審議結果を幹事会に報告

評価第一部会

- 山崎 浩史
(昭和薬科大教授・動物代謝)
- 上路 雅子《座長》
(日植防技術顧問・植物代謝)
- 相磯 成敏
(バイオアッセイ研部長・毒性)
- 赤池 昭紀《副座長》
(名古屋大教授・神経毒性)
- 津田 修治
(岩手県環境保健研究センター・毒性)
- 義澤 克彦
(関西医科大講師・毒性)
- 福井 義浩
(徳島大教授・生殖)
- 堀本 政夫
(千葉科学大教授・生殖)
- 若栗 忍
(秦野研研究員補・遺伝毒性)

評価第二部会

- 細川 正清
(千葉科学大学部長・動物代謝)
- 腰岡 政二
(日本大教授・植物代謝)
- 泉 啓介
(徳島大教授・毒性)
- 藤本 成明
(広島大准教授・毒性)
- 松本 清司《副座長》
(信州大准教授・毒性)
- 吉田 緑《座長》
(国衛研室長・毒性)
- 桑形 麻樹子
(秦野研室長・生殖)
- 根岸 友恵
(岡山大准教授・遺伝毒性)
- 本間 正充
(国衛研部長・遺伝毒性)

評価第三部会

- 永田 清
(東北薬科大教授・動物代謝)
- 田村 廣人
(名城大教授・植物代謝)
- 浅野 哲
(国際医療福祉大教授・毒性)
- 小野 敦
(国衛研主任研究官・毒性)
- 三枝 順三《座長》
(JST技術参事・毒性)
- 納屋 聖人《副座長》
(産総研主任研究員・生殖)
- 八田 稔久
(金沢医科大教授・生殖)
- 佐々木 有
(八戸高専教授・遺伝毒性)
- 増村 健一
(国衛研主任研究官・遺伝毒性)

評価第四部会

- 玉井 郁巳
(金沢大教授・動物代謝)
- 根本 信雄
(富山大名誉教授・動物代謝)
- 與語 靖洋
(農環研研究コーディネータ・植物代謝)
- 川口 博明
(鹿児島大准教授・毒性)
- 長野 嘉介《副座長》
(元バイオアッセイ研副所長・毒性)
- 西川 秋佳《座長》
(国衛研安全性研究センター長・毒性)
- 山手 丈至
(大阪府立大教授・毒性)
- 代田 真理子
(麻布大准教授・生殖)
- 森田 健
(国衛研室長・遺伝毒性)

専門参考人

- | | | |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ○小澤 正吾
(岩手医科大教授・動物代謝) | ○高木 篤也
(国衛研室長・毒性) | ○林 真
(安評センター長・遺伝毒性) |
| ○太田 敏博
(東京薬科大教授・遺伝毒性) | ○長尾 哲二 15
(近畿大教授・生殖) | ○平塚 明
(東京薬科大教授・動物代謝) |